

平成 14年 3月期

個別中間財務諸表の概要

平成 13年 11月 26日

上場会社名 株式会社 青森銀行
 コード番号 8 3 4 2
 問合せ先 責任者役職名 取締役総合企画部長
 氏 名 加福 善貞
 中間決算取締役会開催日 平成13年11月26日
 中間配当支払開始日 平成13年12月10日

上場取引所 東証市場第一部
 本社所在都道府県 青森県
 TEL (017) 777 - 1111
 中間配当制度の有無 有

1. 平成13年 9月中間期の業績 (平成 13年 4月 1日 ~ 平成 13年 9月 30日)

(1) 経営成績

	経常収益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%
平成13年9月中間期	23,298	(0.5)	420	(68.9)
平成12年9月中間期	23,407	(22.7)	1,352	(13.3)
平成13年 3月 期	46,644		2,741	

	中間(当期)純利益		1株当たり中間 (当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
平成13年9月中間期	259	(65.6)	1	38
平成12年9月中間期	752	(11.6)	4	00
平成13年 3月 期	1,475		7	86

(注) 期中平均株式数 平成13年9月中間期 187,621,615 株 平成12年9月中間期 187,621,615 株 平成13年3月期 187,621,615株
 会計処理の方法の変更 無
 経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金		1株当たり 年間配当金	
	円	銭	円	銭
平成13年9月中間期	2	50	—	—
平成12年9月中間期	2	50	—	—
平成13年 3月 期	—	—	5	00

(注) 平成13年9月中間期配当金の内訳

記念配当 - 円 - 銭
 特別配当 - 円 - 銭

(3) 財政状態

	総 資 産	株 主 資 本	株主資本比率	1株当たり 株主資本	自己資本比率 (国内基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
平成13年9月中間期	2,152,515	89,999	4.2	479 68	10.49
平成12年9月中間期	2,110,752	85,205	4.0	454 13	9.63
平成13年 3月 期	2,103,402	92,280	4.4	491 84	10.36

(注) 期末発行済株式数 平成13年9月中間期 187,621,615 株 平成12年9月中間期 187,621,615 株 平成13年3月期 187,621,615株

2. 平成14年 3月期の業績予想 (平成 13年 4月 1日 ~ 平成 14年 3月 31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
				期末	
通 期	百万円	百万円	百万円	円 銭	円 銭
	47,500	2,700	1,400	2 50	5 00

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 7 円 46 銭

比較中間貸借対照表

株式会社 青森銀行
(単位:百万円)

科 目	平成13年 中間期末(A)	平成12年 中間期末(B)	比 較 (A) - (B)	平成12年度末 (要 約)(C)	比 較 (A) - (C)
(資産の部)					
現金預け金	141,719	80,178	61,541	142,908	1,189
コールローン	70,000	154,000	84,000	37,000	33,000
買入手形	-	10,000	10,000	-	-
買入金銭債権	3,730	1,007	2,723	3,256	474
商品有価証券	247	413	166	450	203
金銭の信託	-	977	977	-	-
有価証券	497,931	479,530	18,401	472,092	25,839
貸出金	1,360,540	1,309,404	51,136	1,372,702	12,162
外国為替	650	1,152	502	519	131
その他資産	17,839	14,507	3,332	11,956	5,883
不動産	27,030	22,329	4,701	27,855	825
繰延税金資産	6,025	7,768	1,743	4,758	1,267
支払承諾見返	37,132	39,344	2,212	39,396	2,264
貸倒引当金	10,331	9,863	468	9,494	837
資産の部合計	2,152,515	2,110,752	41,763	2,103,402	49,113
(負債の部)					
預渡性預金	1,885,520	1,952,589	67,069	1,827,062	58,458
コールマネー	103,860	3,190	100,670	109,830	5,970
借入金	3,379	3,024	355	3,704	325
借入金	13,464	10,285	3,179	13,590	126
外国為替	6	59	53	5	1
その他負債	9,378	10,486	1,108	8,442	936
退職給付引当金	7,362	6,477	885	6,562	800
債権売却損失引当金	145	90	55	113	32
再評価に係る繰延税金負債	2,266	-	2,266	2,413	147
支払承諾	37,132	39,344	2,212	39,396	2,264
負債の部合計	2,062,516	2,025,547	36,969	2,011,122	51,394
(資本の部)					
資本金	15,221	15,221	0	15,221	0
法定準備金	13,330	13,137	193	13,231	99
再評価差額金	3,113	-	3,113	3,315	202
剰余金	56,075	56,250	175	56,411	336
任意積立金	53,700	52,700	1,000	52,700	1,000
中間(当期)未処分利益	2,375	3,550	1,175	3,711	1,336
中間(当期)純利益	259	752	493	1,475	1,216
その他有価証券評価差額金	2,258	596	1,662	4,101	1,843
資本の部合計	89,999	85,205	4,794	92,280	2,281
負債及び資本の部合計	2,152,515	2,110,752	41,763	2,103,402	49,113

(中間決算説明資料)

比較中間損益計算書

株式会社 青森銀行
(単位：百万円)

科 目	平成 13 年度 中間期 (A)	平成 12 年度 中間期 (B)	比 較 (A) - (B)	平成 12 年度 (要 約)
経 常 収 益	23,298	23,407	109	46,644
資 金 運 用 収 益	19,445	20,285	840	40,613
(うち貸出金利息)	(15,599)	(16,145)	(546)	(32,458)
(うち有価証券利息配当金)	(3,743)	(3,728)	(15)	(7,372)
役 務 取 引 等 収 益	2,338	2,291	47	4,690
そ の 他 業 務 収 益	170	124	46	264
そ の 他 経 常 収 益	1,345	706	639	1,076
経 常 費 用	22,877	22,054	823	43,903
資 金 調 達 費 用	1,864	2,839	975	5,450
(うち預金利息)	(1,386)	(2,128)	(742)	(4,366)
役 務 取 引 等 費 用	1,012	978	34	1,941
そ の 他 業 務 費 用	764	211	553	764
営 業 経 費	16,326	16,510	184	32,246
そ の 他 経 常 費 用	2,909	1,515	1,394	3,500
経 常 利 益	420	1,352	932	2,741
特 別 利 益	381	0	381	2
特 別 損 失	27	13	14	107
税引前中間(当期)純利益	774	1,340	566	2,635
法人税、住民税及び事業税	441	1,295	854	1,408
法人税等調整額	74	706	780	248
中間(当期)純利益	259	752	493	1,475
前 期 繰 越 利 益	2,116	2,798	682	2,798
中 間 配 当 額	-	-	-	469
利 益 準 備 金 積 立 額	-	-	-	93
中間(当期)未処分利益	2,375	3,550	1,175	3,711

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 動産不動産
動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
動 産	3年～20年

なお、電子計算機の耐用年数については、従来5年としておりましたが、当中間会計期間からパーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）は4年に変更しております。この変更に伴い、経常利益、税引前中間純利益はそれぞれ13百万円減少しております。
 - (2) ソフトウェア
自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,771百万円であります。
 - (2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理
なお、会計基準変更時差異（8,681百万円）については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
 - (3) 債権売却損失引当金
債権売却損失引当金は、(株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。

また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追 加 情 報

(外貨建取引等会計基準)

従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成12年4月10日）に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会平成11年10月22日））を適用しております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

1. 子会社の株式総額 51百万円

なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に5,122百万円含まれております。

3. 有価証券には自己株式568,024円が含まれております。なお、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。

4. 貸出金のうち、破綻先債権額は9,179百万円、延滞債権額は17,986百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

5. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は483百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は41,271百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

7. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,921百万円であります。
 なお、4.から7.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、3,340百万円であります。
9. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、22,265百万円であります。
10. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 26,736百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 4,251百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券70,976百万円を差し入れております。
 なお、動産不動産のうち保証金権利金は776百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は34百万円であります。
11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は437,583百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が437,583百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
12. 動産不動産の減価償却累計額 27,276百万円
13. 動産不動産の圧縮記帳額 1,423百万円
 （当中間期圧縮記帳額 - 百万円）
14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,500百万円が含まれております。
15. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成13年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

（中間損益計算書関係）

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。
 建物・動産 849百万円
 その他 107百万円
2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,070百万円、株式等償却640百万円を含んでおります。

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

(単位:百万円)

	動 産	そ の 他	合 計
取得価額相当額	2,663	0	2,663
減価償却累計額相当額	2,048	0	2,048
中間期末残高相当額	614	0	615

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額

1 年 内	360 百万円
1 年 超	289 百万円
合 計	650 百万円

(3) 当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	298 百万円
減価償却費相当額	268 百万円
支払利息相当額	16 百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

前中間会計期間(自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

(単位:百万円)

	動 産	そ の 他	合 計
取得価額相当額	2,857	4	2,862
減価償却累計額相当額	1,727	4	1,731
中間期末残高相当額	1,130	0	1,130

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額

1 年 内	582 百万円
1 年 超	607 百万円
合 計	1,189 百万円

(3) 当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	320 百万円
減価償却費相当額	287 百万円
支払利息相当額	28 百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

前事業年度（自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	動 産	そ の 他	合 計
取得価額相当額	2,646	4	2,651
減価償却累計額相当額	1,873	4	1,877
期末残高相当額	773	0	773

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	441 百万円
1 年 超	379 百万円
合 計	821 百万円

(3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	591 百万円
減価償却費相当額	528 百万円
支払利息相当額	49 百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式で時価のあるもの

該当ありません。